

広島県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町細見字新宅一〇二〇番一地从先から山県郡北広島町細見字新宅九八九番一地从先まで	平成十九年四月二十三日